



平成 27 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 経営管理本部 IR 担当 水野 明男
(TEL：03-5439-6580)

経営改革委員会の設置、並びに第三者委員会の調査報告書に基づく 再発防止策の概要の策定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 26 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日付で第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

このたびの調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、当社 100%子会社である株式会社エコ・ボンズの平成 27 年 8 月期において行われていた不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復について、経営改革委員会の設置、並びに再発防止のための提言を踏まえた再発防止策の概要の策定を本日開催の取締役会において決議しましたのでお知らせいたします。

株主様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて改善措置を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

I. 経営改革委員会の設置について

第三者委員会の調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、平成 27 年 11 月 2 日付で経営改革委員会を設置し、再発防止策の策定、ガバナンスコードの検討及び実施、決算処理における会計監査人及び関係当局対応を含めた経営全般を管理・監督いただき、経営改革に臨んでまいります。

経営改革委員会は、平成 27 年 8 月期定時株主総会における役員候補者を指名するとともに、既に決定している経営改革委員 3 名については独立社外取締役候補者または社外監査役候補者として定時株主総会に諮る予定としております。

経営改革委員会の構成

		略 歴
委員長	松山 昌司 (公認会計士)	平成 9 年 10 月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成 13 年 4 月 公認会計士登録 平成 18 年 7 月 松山公認会計士事務所開業 (現任) 平成 19 年 8 月 あすなる監査法人設立代表社員就任 (現任) 平成 20 年 6 月 ふらっとホーム株式会社監査役就任 (現任) 平成 21 年 5 月 セブンシーズテックワークス株式会社 (現株式会社ファステップス) 監査役就任 (現任) 平成 21 年 6 月 セブンシーズホールディングス株式会社 監査役就任 (現任) 平成 27 年 9 月 当社第三者委員会委員就任
委員	近藤恵理子	平成 12 年 2 月 D&B ジャパン株式会社代表取締役社長就任 平成 22 年 12 月 株式会社グローブリンク設立代表取締役社長就任 (現任) 平成 27 年 3 月 株式会社東邦レマック社外取締役就任 (現任) 平成 27 年 6 月 株式会社プロトコーポレーション社外取締役就任 (現任)
委員	本間周平 (公認会計士)	平成 7 年 3 月 公認会計士登録 平成 9 年 10 月 太田昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 国際部マネージャー 平成 12 年 7 月 有限会社ベストアカウンタンツ設立代表取締役就任 (現任) 平成 12 年 7 月 本間公認会計士事務所 (現プラス会計事務所) 開業 (現任) 平成 16 年 4 月 株式会社東栄住宅監査役就任 (現任) 平成 20 年 3 月 共立パートナーズ株式会社設立代表取締役就任 (現任) 平成 25 年 7 月 株式会社東京臨海ホールディングス グループファイナンス運営委員会委員 (現任)

※この他に弁護士 1 名の追加選任を予定しております。

Ⅱ. 第三者委員会の調査報告書による再発防止のための提言を踏まえた再発防止策の概要の策定について

当社は、第三者委員会の調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、提言内容を踏まえた必要な改善措置の概要を以下のとおり策定いたしました。

具体的な再発防止策につきましては速やかに策定し、決定次第お知らせいたします。

1. コーポレートガバナンスの回復

(1) 役員選任手続きの見直し

大株主や取引先の意向に左右されていた現体制を一新し、「少数株主の利益保護」も図ることで市場の信頼を回復するため、平成27年8月期定時株主総会後の当社の役員構成については、本日付で設置する経営改革委員会が指名する候補者を定時株主総会に諮り決定いたします。

(2) 役員構成の見直し

当社の役員構成は、3分の1以上の独立社外取締役を選任する方針とし、これを経営改革委員会における役員を選任のルールとして明確にいたします。また独立社外取締役の選任にあたっては取締役会の出席が困難でないことを条件とする一方、執行場所の確保や交通費等のコスト負担への配慮もいたします。

(3) 経営の監督と業務の執行の分離

役員は兼務は解消し、当社の取締役会においては、執行とは距離を置く取締役がリードする体制といたします。

(4) 取締役会の審議の活性化

会議運営に関して

- ① 取締役会の資料は会日に先立ち配布する
- ② 取締役会の資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供する
- ③ 年間の取締役会スケジュールや予想される審議事項について決定しておく
- ④ 審議項目数や開催頻度を適切に設定する
- ⑤ 審議時間を十分に確保する

などの取り扱いを確保して、審議の活性化を図ります。

また書面決議を多用せず、取締役会を現実で開催することを大原則とし、取締役会の意見交換と協議による意識決定を行います。

(5) 監査役会の活性化

現状の監査役構成を見直し、独立した客観的な立場において判断でき、かつ、取締役会に容易に出席できる人員を監査役として選任したうえで、改めて会計監査人や内部監査室と連携して、監視監督機能を発揮して監査の実効性を高める施策を講じます。

さらに子会社の業務執行においては、親会社である当社の役員等からする独善的な介入を監督牽制する見地から、子会社監査役による監視監督機能のみならず、当社自身の監査役を通じたガバナンスや監視監督機能についても強化いたします。

(6) 役員のトレーニング

知識だけでなく、倫理等を醸成し、形式的にルールを守るという発想から、市場・投資家・株主・取引先等のステークホルダーの要請に応えるという、真の上場会社役員としての意識・心構えを育成するトレーニングを行います。

2. 内部統制システムの再構築

(1) 諸規程及びルールの実施

現実のルールを規程に明記するのはもちろんのこと、日頃から諸規程及びルールの存在や内容について役員・従業員への周知を徹底し、併せて規程の遵守という当たり前のコンプライアンス意識を高めるとともに、諸規程及びルールの運用についても継続的にモニタリングいたします。

(2) 関連当事者か否かのチェックの徹底

利益相反取引やその疑念の払拭というガバナンス上の問題を是正していくことはもちろんのこと、同時に関連当事者か否かのチェックについても厳格な運用を徹底し、内部統制の面からも問題の再発を防ぎます。

(3) 契約締結プロセスの適正化

契約段階においては、契約締結にかかる審査体制を強化するとともに、コンプライアンス意識を持って検討等を進めます。

このため法律事務所によるリーガルチェックを十分に機能させることはもちろんのこと、法務担当者等によるリーガル面における検討及びチェックプロセス、及び経理部による経理処理の確認手続きを追加し、稟議による契約締結の業務プロセスに、その全段階における厚みをもたせることを検討します。

また契約段階の管理で終わることなく、履行段階においてもチェックする体制を構築し、取締役会等における決済条件に抵触した場合や大幅に事情変更が生じた場合の報告経路の整備など、現場の職務を整理し、情報が適切に共有できる仕組みを構築いたします。

(4) 内部監査及び法務部門の強化

当社およびエコ・ボンズの規定に定められたとおりの内部監査体制を改めて構築するとともに、脆弱な法務部門の組織・人員を強化し、これらの運用についても継続的にモニタリングしてまいります。

(5) 内部通報制度の充実

通報先をどこにするのが有効であるか、また周知徹底の方法も含めて検討し、当社だけでなくグループ全体をカバーする内部通報制度の充実を図ります。

(6) IT 管理の徹底

専門業者の助言を得るなどして、IT 管理の徹底を図ります。

3. エコ・ボンズにおけるビジネスの再検討

(1) ビジネスモデルに関する検討の余地

今後に向けて、当初企図していたビジネスモデルが実現できるのか、太陽光発

電事業そのものに関する見通しも踏まえて、現状に則した無理のないビジネスモデルに変更いたします。

また会計的な観点を踏まえた改善として、再発防止策の実施状況が評価され、市場の信頼を回復するまでの当面の間は、現時点で継続している取引を除いては第三者委員会からの調査報告書にある実質的利益相反及び関連当事者取引等関連性が疑問視される会社等との新規取引は一切行わず、また保守的な会計処理を前提としたビジネスモデルを構築、運用してまいります。

(2) ビジネス拠点の見直し

本社拠点において業務管理ができる体制を整え、運用いたします。

4. 当面の体制と取り組みについて

平成 27 年 8 月期定時株主総会において、経営改革委員会が指名する新たな取締役陣が選任されるまでの間は、経営改革委員会の管理・監督のもと、具体的な再発防止策の策定、ガバナンスコードの検討及び実施、決算処理における会計監査人及び関係当局対応を任務とした、以下の暫定的な経営体制といたします。

平成 27 年 11 月 2 日から平成 27 年 8 月期定時総会までの暫定当社経営体制

代表取締役社長	長倉統己
代表取締役	奥田泰司※ 1
独立社外取締役	名越陽子（弁護士）
監査役（常勤）	仮監査役（一時監査役職務代行者）※ 2
社外監査役	菊本雅文
社外監査役	納谷正勝
経営改革委員	松山昌司（第三者委員会委員 公認会計士）
経営改革委員	近藤恵理子
経営改革委員	本間周平（公認会計士）
経営改革委員	未定（弁護士）※ 3

※ 1 第三者委員会の調査報告書における指摘を踏まえ、株式会社エコ・ボンズの代表取締役は本日付で辞職いたします。

※ 2 監査役の法定員数を欠いているため、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）選任の申請を行う予定です。

裁判所の決定がなされるまでは朝田裕之氏が権利義務監査役となります。

※ 3 経営改革委員には弁護士 1 名の追加選任を予定しております。

平成 27 年 8 月期定時総会後の当社経営体制

経営改革委員会が指名する役員候補者を定時株主総会に諮り決定する予定です。

また経営改革委員のうち、松山昌司氏、近藤恵理子氏、本間周平氏は独立社外取締役候補者または社外監査役候補者として定時株主総会に諮る予定です。

5. その他

(1) 取締役に対する責任追及

今後、本件により会社へ損害が生じたことが発見された場合には、経営改革委員会において、取締役への責任追及の可否及び是非について検討いたします。

(2) 問題点を示唆する事実

調査報告書において、「本件調査の過程において、調査スコープの範囲外の問題点を示唆する事実が看取された」との記載がありますが、これは、平成27年4月1日に発行しました新株予約権の平成27年7月6日付の行使額3.92億円と、平成27年7月31日に取得しました自己株式の取得価額3.96億円が、近日の取引であり取引価格も近似であったことから、その関連性につき監査法人から検証を求められましたが、当社としては異なる事象であると考えている旨を会計監査人に対して説明している事実を第三者委員会に報告したものであります。

以 上